

## は し が き

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省が全国の製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額や付加価値額などを調査しています。

この報告書は、統計法に基づく基幹統計として、平成21年12月31日現在で実施した「工業統計調査」の結果を、本県が独自に集計し取りまとめたものです。

この調査結果が、各種の行政施策や企業経営等の基礎資料として、関係各方面において幅広く御活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査の実施に御協力をいただきました関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成23年3月

福島県企画調整部長

# 工業統計調査の概要

## 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

## 3 調査の期日

平成 21 年工業統計調査は、平成 21 年 12 月 31 日現在で実施した。

## 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。工業統計調査は、西暦末尾 0、3、5、8 年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を対象としている。

## 5 調査の種類

工業統計調査は、以下の区分により、調査項目数の異なる調査票を用いている。

- (1) 甲調査 従業者 30 人以上の事業所（調査票名は「工業調査票甲」）
- (2) 乙調査 従業者 29 人以下の事業所（調査票名は「工業調査票乙」）

## 6 調査の方法

工業統計調査は、調査員が対象事業所へ調査票を配付して、記入を依頼し、回収するという方法（自計方式）により行っている。

ただし、本社一括調査企業に属する事業所にあつては、経済産業大臣が本社一括調査企業の本社等に調査票を配布して記入を依頼し、回収するという方法（本社一括調査方式）により行っている。

## 7 主な調査項目

事業所の経営組織、資本金額、従業者数、現金給与総額、原材料・燃料・電力使用額、有形固定資産額、製造品等の年初及び年末在庫額、製造品出荷額、事業所敷地面積、工業用水の使用量など。

## 8 調査の経路

### ・調査員調査

経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員・調査員 - 対象事業所（申告義務者）

### ・本社一括調査

経済産業大臣 - 本社一括調査企業の本社等（申告義務者） - 傘下の事業所

## 用語等の解説

### 1 事業所数

平成21年12月31日現在の従業者4人以上の事業所の数であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の各事業所は含まない。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所、あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。

### 2 従業者数

平成21年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。(本統計書では、特に断りがない限り、臨時雇用者を含まない。)

(1) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

ア 期間を決めず、又は1カ月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を決めて雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われていた者

ウ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は、上記に準じて扱う。

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(2) 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。

(3) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

### 3 現金給与総額

平成21年1年間に、常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。)に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等をいう。

### 4 原材料使用額等

平成21年1年間に製造加工のために使用した原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

(1) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として用いた石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(2) 燃料使用額とは、燃料として用いた石油、ガス、石炭などの使用額であり、構内の荷物運搬用及び暖房用の燃料を含んでいる。

(3) 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。

(4) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(5) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

(6) 転売した商品の仕入額とは、平成21年1年間に於いて、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

## 5 製造品出荷額等

平成 21 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、及びその他収入額の合計額であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

なお、1 事業所当たり及び従業者 1 人当たりの製造品出荷額等は、消費税等内国消費税額を控除した数値である。

(1) 製造品出荷額は、その事業所の所有に属する原材料により製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を、平成 21 年中に事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷額に含まれる。

ア 同一企業の他の事業所に引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。）

ウ 委託販売に出したもの（販売中でないものを含み、平成 21 年中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額とは、平成 21 年中に他企業の所有する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他の収入額とは、上記(1)及び(2)以外（例えば、転売収入（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの。）、修理料収入額、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額等）をいう。

## 6 製造品在庫額等

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託製造品も含まれる。

## 7 有形固定資産

有形固定資産の額は、平成 21 年 1 年間における数字であり、帳簿価額によっている。

(1) 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具及び備品等

(2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。

(4) 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減（増加額 - 減少額）

## 8 リース契約

(1) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約ができないものをいう。リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

(2) リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 21 年 1 月から 12 月までリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

(3) リース支払額とは、21 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成 21 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

## 9 工業用地

- (1)敷地面積とは、平成 21 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合はその拡張予定地の面積を含めている。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより区別される場合は含めない。
- (2)建築面積とは、敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。なお、平成 21 年 12 月 31 日現在建設中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含めている。
- (3)延べ建築面積とは、敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

## 10 工業用水

### (1) 水源別用水量

- ア 公共水道 都道府県、市町村等によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。
- a 工業用水道 飲用に適しない工業用水を供給するものをいう。
- b 上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するものをいう。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水をいう。
- ウ その他の淡水 ア、イのいずれにも属さない淡水であって、工にも属さないものをいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷などにおいて、集水埋きよによって取水する水（伏流水）、農業用水路から取水する水、他の工場、事業所から供給を受ける水などをいう。
- エ 回収水 事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用しているものをいう。なお、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

### (2) 用途別用水量

- ア ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水。
- イ 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水。
- ウ 製品処理用水 原料、半製品、製品などの浸漬溶解等の物理的な処理を加えるために使用される水。
- エ 洗じょう用水 工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用される水。
- オ 冷却用水 工場の設備又は原料・製品等の冷却用に使用される水
- カ 温調用水 工場内の温度又は湿度の調整用に使用される水。
- キ その他 アからカまでに含まれない従業員の飲料用、その他の雑用水。

## 11 生産額等の算式

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額計} + \text{加工賃収入額計} + \text{年末在庫額（製造品 + 半製品）} - \text{年初在庫額（製造品 + 半製品）}$$

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + \text{年末在庫額（製造品 + 半製品）} - \text{年初在庫額（製造品 + 半製品）} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} - \text{（消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額）}$$

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} - \text{（消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額）}$$

$$\begin{aligned} \text{原 材 料 率 ( \% )} &= \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{製造品出荷額等 + 年末在庫額 (製造品 + 半製品)} \\ &\quad - \text{年初在庫額 (製造品 + 半製品)} \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \\ \\ \text{付 加 価 値 率 ( \% )} &= \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{製造品出荷額等 + 年末在庫額 (製造品 + 半製品)} \\ &\quad - \text{年初在庫額 (製造品 + 半製品)} \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100 \\ \\ \text{有 形 固 定 資 産 投 資 総 額} &= \text{有 形 固 定 資 産 の 取 得 額} + \text{建 設 仮 勘 定 の ( 増 - 減 )} \\ \\ \text{労 働 生 産 性} &= \frac{\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &\quad + \text{年末在庫額 (製造品 + 半製品)} - \text{年初在庫額 (製造品 + 半製品)} \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{従 業 者 数}} \\ \\ \text{労 働 分 配 率 ( \% )} &= \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100 \\ \\ \text{製 造 品 等 在 庫 率 ( \% )} &= \frac{\text{年 末 在 庫 額 ( 製 造 品 + 半 製 品 )}}{\text{製 造 品 出 荷 額 等}} \times 100 \\ \\ \text{原 材 料 及 び 燃 料 在 庫 率 ( \% )} &= \frac{\text{年 末 原 材 料 等 在 庫 額}}{\text{原 材 料 等 使 用 額}} \times 100 \end{aligned}$$

「消費税を除く内国消費税額」は酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいう。

「推計消費税額」は平成13年調査より消費税の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

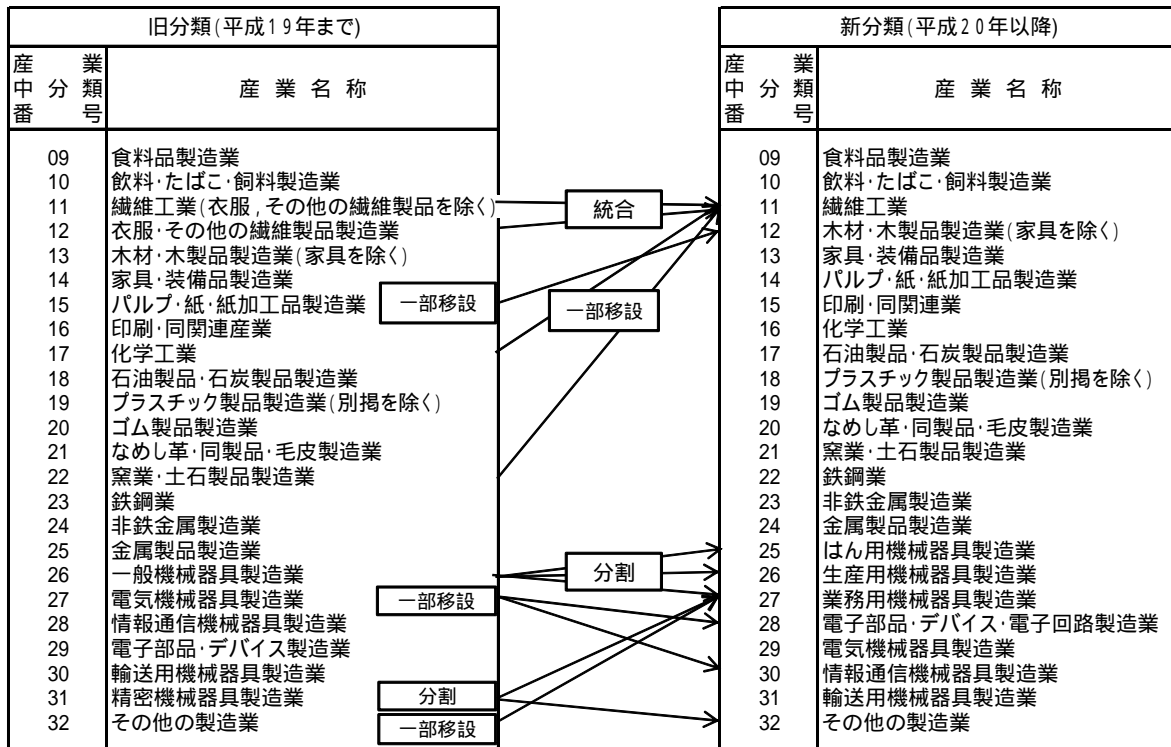
## 12 記号

本報告書中、「-」は該当数字なし、「0」及び「0.0」は零又は四捨五入による単位未満、「」はマイナスを表し、「X」は1又は2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数字でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、前回調査後に合併した市町村については、合併した市町村の前回調査数値の合計値を掲載しているが、この場合も、前回調査で秘匿した市町村の数値が特定されないよう同様の措置をとっている。

### 13 産業分類の改定

産業分類について、日本標準産業分類の改定に伴い変更した。主な改定内容は次のとおり。



### 14 産業中分類名

産業中分類名は、次のように略称を用いた。

中分類番号	産業中分類名	略称	中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料	21	窯業・土石製品製造業	窯業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22	鉄鋼業	鉄鋼
11	繊維工業	繊維	23	非鉄金属製造業	非鉄
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24	金属製品製造業	金属
13	家具・装備品製造業	家具	25	はん用機械器具製造業	はん用
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・パ	26	生産用機械器具製造業	生産
15	印刷・同関連業	印刷	27	業務用機械器具製造業	業務
16	化学工業	化学	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	29	電気機械器具製造業	電気
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30	情報通信機械器具製造業	情報
19	ゴム製品製造業	ゴム	31	輸送用機械器具製造業	輸送
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32	その他の製造業	その他

重化学工業 16、17、22～31

軽工業 09～15、18～21、32

## 15 産業3類型

基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型に区分される業種は次のとおりである。

基礎素材型産業	12 木材、14 紙・パ、16 化学、17 石油、18 プラ、19 ゴム、 21 窯業、22 鉄鋼、23 非鉄、24 金属
加工組立型産業	25 はん用、26 生産、27 業務、28 電子、29 電気、30 情報 31 輸送
生活関連、その他型産業	09 食料、10 飲料、11 繊維、13 家具、15 印刷、20 皮革、 32 その他

## 16 地区

地区別集計に用いた地区は次の区分による。

県北地区 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡

県中地区 郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡

県南地区 白河市、西白河郡、東白川郡

会津地区 会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡

南会津地区 南会津郡

相双地区 相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡

いわき地区 いわき市

会津地区及び南会津地区については、秘匿箇所があることから、「会津・南会津地区」として2地区の合計値を掲載している場合がある。

## 利用上の注意

### 1 前回までの調査との調整

- (1) 平成14年に日本標準産業分類が改訂され、「もやし製造業」、「新聞業」、「出版業」が平成14年工業統計調査から調査対象外となったが、平成13年以前の数値については、これらを含めて掲載している。
- (2) 付加価値額については、西暦末尾0、5年の年は従業者9人以下の事業所、それ以外の年は従業者29人以下の事業所について、粗付加価値額を用いて集計している。
- (3) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動もとらえる調査内容とした（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）。

### 2 その他

- (1) 時系列比較のため掲げた数値の出所は、すべて県集計によるもので、後日、経済産業省が発表する数値と異なる場合がある。  
なお、特に断りのない限り、従業者4人以上の事業所についての集計である。
- (2) 「平成22年調査結果の概要」中の製造品出荷額等及び付加価値額に関する数値は、万円単位により計算した結果について、工業用地に関する数値は、㎡により計算した結果について、工業用水に関する数値は、㎥により計算した結果についてそれぞれ表示しているため、表示している単位の合計額、増減額と一致しない場合がある。
- (3) 「統計表18・市町村別、産業中分類別表」中の製造品出荷額等では、その他の収入額を掲載していないため、内訳の計と総額が一致しない。